

平成24年度包括外部監査の結果に関する報告書

(学校教育に関する財務事務等の執行について)

指摘事項	措置状況
第3 外部監査の結果及び意見	
5 私費会計	
(4) 現金保管台帳の整備	
私費会計に関して現金保管台帳を備えていない事例が散見された。 各学校において、保護者等から受け取った現金の保管は一時的、短期的であることが多いが、事故や不正の防止及び、現金管理の適正化の観点から、現金保管台帳を備え付け、適切に管理することが必要である。	<p>学校教育部学務課〔各学校〕</p> <p>平成25年5月7日付け小中合同校長会議及び同7月19日付け小中学校事務担当者会議において、すべての市立小中学校に対して、指摘事項の改善等について指導した。</p> <p>また、同年7月中に、指摘を受けた往査校について現地調査を行い、該当校において必要な現金保管台帳が整備されていたほか、現金管理の適正化について校内全体で確認されており、指摘事項が改善されたことを確認するとともに、今後の適正管理について指導した。</p>
(7) 私費会計口座の名義	
同窓会私費口座の名義が前同窓会長のまま残されている事例やPTAに関連する団体私費通帳の名義が校長である事例があった。 関連団体の財産管理の観点から、明確な根拠がないまま代表者以外の名義で預金管理を行うことは不合理であるため、私費会計口座の名義は常時適切なものに変更し、管理されるべきである。	<p>学校教育部学務課〔各学校〕</p> <p>平成25年5月7日付け小中合同校長会議及び同7月19日付け小中学校事務担当者会議において、すべての市立小中学校に対して、指摘事項の改善等について指導した。</p> <p>また、同年7月中に、指摘を受けた往査校について現地調査を行い、該当校において口座名義がすべて適切なものに改められているなど、指摘事項が改善されたことを確認するとともに、今後の適正管理について指導した。</p>
(10) 物品保管台帳の不備	
私費会計により購入された物品の保管台帳を備えていない事例があった。 保護者等からの受託責任を全うし、適切な管理を行うためにも、物品保管台帳を備え置き、物品を購入した場合には即時に記帳し、物品を管理する間は定期的に検査されるべきである。	<p>学校教育部学務課〔各学校〕</p> <p>平成25年5月7日付け小中合同校長会議及び同7月19日付け小中学校事務担当者会議において、すべての市立小中学校に対して、指摘事項の改善等について指導した。</p> <p>また、同年7月中に、指摘を受けた往査校について現地調査を行い、該当校において必要な物品保管台帳の整備が行われていたほか、物品の検査についても定期的に実施することについて校内全体で確認されており、指摘事項が改善されたことを確認するとともに、今後の適正管理について指導した。</p>
(11) 保護者への決算報告の徹底	
一部の私費会計について、学校から保護者への決算報告がなされていない事例が散見された。 私費会計を運営する以上、学校には、実際に資金を拠出した保護者への十分な説明を行う責任があるため、プリントの配布やPTA総会での説明等により、全ての私費会計に関して決算報告がなされるべきである。	<p>学校教育部学務課〔各学校〕</p> <p>平成25年5月7日付け小中合同校長会議及び同7月19日付け小中学校事務担当者会議において、すべての市立小中学校に対して、指摘事項の改善等について指導した。</p> <p>また、同年7月中に、指摘を受けた往査校について現地調査を行い、該当校において平成24年度分からすべての私費会計についてPTA総会での資料配付等により決算報告が行われていたほか、平成25年度以降も同様の決算報告をしていくことについて校内全体で確認されており、指摘事項が改善されていることを確認するとともに、今後の適正管理について指導した。</p>

指摘事項	措置状況
<p>(12) 私費会計の意義・目的の明確化</p> <p>同窓会費は徴収されるものの、現在まで一度も支出されていない事例や、同窓会長の車両代が毎年支出されている事例も検出された。</p> <p>P T A会計やP T A特別会計については、次年度に多額の繰越が行われていたり、東日本大震災に対する義援金が拠出されている事例も検出された。</p> <p>私費会計が公平性を保つためには、単年度で収支が均一となるよう運営されることが望ましく、ある年度で多額に繰越金が一気に使用されるという形は生徒間、保護者間の公平性に疑問が残る。また、各私費会計の本来の目的から乖離した支出が行われることも、公平性や合理性の観点から問題である。</p> <p>以上の問題点を解消するためには、各学校において各私費会計の徴収・支出目的を明文化するとともに保護者に十分説明し、支出時には目的に沿った支出であるかを吟味し、必要であれば、保護者に対し同意を得ることが必要である。</p>	<p>学校教育部学務課〔各学校〕</p> <p>平成25年5月7日付け小中合同校長会議及び同7月19日付け小中学校事務担当者会議において、すべての市立小中学校に対して、指摘事項の改善等について指導した。</p> <p>また、同年7月中に、指摘を受けた往査校について現地調査を行い、同窓会費について指摘を受けた該当校ではより適正な収支となるよう事業内容が改められており、P T A会費について指摘を受けた該当校では平成24年度以降同会計から義援金の支出をしないこととされているなど、指摘事項が改善されたことを確認するとともに、今後の適正管理について指導した。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に関する報告書

(学校教育に関する財務事務等の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
第3 外部監査の結果及び意見	
5 私費会計	
(5)現金徴収について	
<p>独立して管理すべき私費会計項目に預金口座が設定されておらず、現金により徴収・管理されている事例が散見された。</p> <p>現金徴収による事故やトラブルを防ぐためにも、私費会計は原則振込とするべきであり、やむなく現金徴収となる場合であっても、現金を受け取った職員に対し、現金保管台帳への記入を義務化し適切に管理することが必要である。</p>	<p>学校教育部学務課〔各学校〕</p> <p>平成25年5月7日付け小中合同校長会議及び同7月19日付け小中学校事務担当者会議において、すべての市立小中学校に対して、意見内容の改善等について指導した。</p> <p>また、同年7月中に、意見を受けた往査校について現地調査を行い、該当校において徴収方法が可能な限り口座振込に改められていたほか、やむを得ず現金徴収する場合についても現金保管台帳への記入の徹底等について職員会議において確認されており、意見内容が改善されたことを確認するとともに、今後の適正管理について指導した。</p>
(6)預金口座による管理の徹底	
<p>預金口座は設定されているが、管理が担当教員に任せ、当該教員が現金で管理している事例があった。</p> <p>事故やトラブルを未然に防ぐため、徴収・支出の実務を担当する職員とは別の責任者が定期的に現状を把握し、徴収した現金は速やかに口座に入金するように指導することが必要である。</p>	<p>学校教育部学務課〔各学校〕</p> <p>平成25年5月7日付け小中合同校長会議及び同7月19日付け小中学校事務担当者会議において、すべての市立小中学校に対して、意見内容の改善等について指導した。</p> <p>また、同年7月中に、意見を受けた往査校について現地調査を行い、該当校において担当者とは別の責任者が定期的に現状把握する体制が整えられていたほか、徴収した現金についても速やかに口座に入金することについて校内全体で確認されており、意見内容が改善されたことを確認するとともに、今後の適正管理について指導した。</p>
(8)一会計、一口座の厳守	
<p>私費会計である給食費と私費会計外である教職員の慰労会会計が同一の口座で管理されている事例があった。</p> <p>一会計につき一口座により管理する形を厳守し、各口座と私費会計の収支が一致するよう管理することが必要である。</p>	<p>学校教育部学務課〔各学校〕</p> <p>平成25年5月7日付け小中合同校長会議及び同7月19日付け小中学校事務担当者会議において、すべての市立小中学校に対して、意見内容の改善等について指導した。</p> <p>また、同年7月中に、意見を受けた往査校について現地調査を行い、該当校において教職員慰労会会計に関わる新たに口座を設けられ、一会計一口座を厳守する管理方法に改められているなど、意見内容が改善されたことを確認するとともに、今後の適正管理について指導した。</p>
(9)受託業務の文書化	
<p>旭川市小中学校私費会計事務処理要領において、「団体私費会計を指定する場合は、当該団体との協議により、学校が担う業務の範囲等について定めておかなければならない。」とされているが、各団体から受託された業務の範囲が文書等により明確に定められていない事例が散見された。</p> <p>受託者である学校側の管理責任の範囲が不明確なまま受託業務を行うことは、あいまいな業務処理を生む原因ともなりうるため不適切であることから、業務範囲を明確に定めた文書等の保管が必要である。</p>	<p>学校教育部学務課〔各学校〕</p> <p>平成25年5月7日付け小中合同校長会議及び同7月19日付け小中学校事務担当者会議において、すべての市立小中学校に対して、意見内容の改善等について指導した。</p> <p>また、同年7月中に、意見を受けた往査校について現地調査を行い、該当校においてすべての団体私費会計の台帳に受任業務の内容が記載され、学校が担うべき業務の範囲等が文書化・明確化されているなど、意見内容が改善されたことを確認するとともに、今後の適正管理について指導した。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
6 人件費について	
(2)事業評価の仕組	
<p>旭川市では、学校教育に係わる様々な事業を行なっているが、これらの事業について明確な評価の仕組みが見受けられなかった。事業継続の要否や支出額の適否が把握できるような評価の仕組みを確立することが望ましい。</p>	<p>学校教育部教育政策課、学務課、教職員担当、教育指導課、学校保健課 学校教育部所管の人件費に関わる諸事業については毎年、次の仕組みにより点検評価等を行い、適正に事務執行していると認識しているが、今後は、意見内容に留意し、より一層適正な事務執行に努めていくこととする。 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づく点検・評価 ○本市推進計画策定のために行う推進計画事業調査</p>
(6)教育費に含まれない人件費	
<p>現状の公表されているデータでは、正職員の増減が教育費に影響しないため、本来の意味での教育についての費用対効果を示すことにならない。したがって、教育費に正職員の給与が含まれる形式での比較表を作成することを検討すべきである。</p> <p>なお、旭川市では当初予算の概要を、「一般会計科目別比較表」と「一般会計経費別比較表」という異なる形式で公表しているが、両表において正職員の人件費は一つの科目に集約されている。それを所属部署別に振り分けることで、所属部署の歳出に占める人件費の割合を把握でき、人件費のコントロールを行ないやすくなると考える。</p>	<p>総合政策部財政課 本市では、昭和43年にそれぞれの科目に計上していた職員給与費を、現行の職員費に統合した。 これにより予算編成作業や、人事異動に伴う補正作業の簡素化、各部庶務における経理事務の軽減など、全庁的に事務の合理化が図られたものと考えており、人件費の抑制といった観点からも、現行の方式を維持するメリットがあるものと考えている。 正職員数を加えた教育費については、決算数値ではあるが、全国統一の方式により整理している決算統計は、配置人数に応じた人件費を加えて、教育費をはじめとして各費目について算出しているもので、こうした数値を使用することで、所属部署の歳出に占める人件費の割合の把握とともに、全国的な比較や経年変化の把握などについて対応できるものと考えている。</p>
7 補助金・負担金について	
(2)補助金・負担金の評価	
<p>補助金については、「旭川市補助金交付基準」に基づき、経費を根拠づける書類の提供を受けて対象経費に該当するか否かを確認するとともに、補助対象事業についての費用対効果・必要性などを評価し、補助金評価表を作成している。また、負担金についても同様に対象経費の根拠書類を入手し、金額の妥当性を評価している。</p> <p>しかし、決算書等の資料を入手しているものの、入手した資料を評価に有効活用させていない事例が存在した。また、全体的に他の補助金・負担金との比較・分析や、対象経費の検討及び費用対効果の評価が不足していると思われる。評価を行うことで負担金額の妥当性を検討するのが望ましい。</p>	<p>学校教育部 教育政策課、学校施設担当、学務課、教職員担当、学校保健課 学校教育部所管の補助金・負担金については毎年、次の仕組みにより点検評価等を行い、適正に事務執行していると認識しているが、今後は、決算書等の有効活用など意見内容に留意し、より一層適正な事務執行に努めていくこととする。 ○旭川市補助金交付基準第4に基づく効果の評価 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づく点検・評価 ○本市推進計画策定のために行う推進計画事業調査</p>

平成24年度包括外部監査の結果に関する報告書

(学校教育に関する財務事務等の執行について)

指摘事項	措置状況
<h3>3 備品管理について</h3>	
<h4>(3) 備品台帳と設置・保管場所の相違</h4>	
<p>備品台帳の設置・保管場所と実際に備品を設置・保管している場所が異なるという状況が少なからず見受けられた。</p> <p>備品の保管場所を移動した時には、どのような業務処理を行うかについて規定を策定し、各学校と学校教育部の認識を統一するとともに、策定した規定を適切に運用していく必要がある。</p>	<p>学校教育部（教育政策課）〔学務課，学校保健課，各学校〕</p> <p>平成26年度に小中学校の備品一覧のデータ化を実施した後，平成27年4月に学校事務の手引〔備品編〕を改訂し，各学校備品の適正な管理に向けた取扱いの統一を図った。</p>
<h4>(4) 備品台帳への記載漏れ</h4>	
<p>備品の状況が適切に備品台帳へ反映されていない，備品台帳には記載があるが，現物が確認できない備品が存在するといった備品台帳への記載漏れが発見された。</p> <p>備品台帳への記載を，購入・移転・廃棄の都度，適時に行い，備品台帳を見れば，備品の現状を把握できるようにしておく必要がある。</p>	<p>学校教育部（教育政策課）〔学務課，学校保健課，各学校〕</p> <p>平成26年度に小中学校の備品一覧のデータ化を実施した後，平成27年4月に学校事務の手引〔備品編〕を改訂し，備品一覧への入力を，購入・移転・廃棄の都度，適時行うように取扱いの統一を図った。</p>
<h4>(5) 備品台帳照合確認表の記載漏れ</h4>	
<p>「備品台帳照合確認表」に押印がない，同じ日付で，同じ担当者の押印であるといった不備が見受けられた。</p> <p>「備品台帳照合確認表」に確認印を押印することの意義は，備品管理の責任を明確化するとともに，備品の確認点検を実施したということを証明することである。</p> <p>当該確認点検を実施し，適切に備品管理を行っていることを証明するためにも，「備品台帳照合確認表」には漏れなく，実施した担当者が，実施日を記入し，押印をする必要がある。</p>	<p>学校教育部（教育政策課）〔学務課，学校保健課，各学校〕</p> <p>平成27年4月に改訂した学校事務の手引〔備品編〕に基づき，年に一度の備品の照合確認を励行し，実際の照合確認作業は，備品台帳照合確認表による確認としていたものを，備品と備品一覧の突合により実施し，各学校における決裁を受ける方法に統一を図った。</p>
<h4>(6) 備品管理シールの貼付漏れ</h4>	
<p>備品台帳と備品の現物との照合する手続きを行ったところ，備品ラベルが貼付されていない，備品ラベルの内容が確認できない，備品ラベルの番号と，備品台帳の番号とが異なるといった状況が発見された。</p> <p>備品の確認点検の際には，備品ラベルが貼付されているか，内容が明瞭になっているかについても確認し，必要に応じて，備品ラベルの貼付・貼り替えを行う必要がある。</p>	<p>学校教育部（教育政策課）〔学務課，学校保健課，各学校〕</p> <p>平成27年4月に学校事務の手引〔備品編〕を改訂した際に，備品表示ラベルの様式を改め，新規に取得した備品及び備品ラベルが貼付けされていない備品に，新たな備品表示ラベルを張り付けるように改めた。</p>
<h4>(8) 廃棄申請の遅延</h4>	
<p>備品の確認点検の日から，「学校備品廃棄処分申請書」が申請されるまで期間が長い場合があった。</p> <p>備品管理を効率的に行うためにも，タイムリーに廃棄申請を行い，処分が決定した場合には随時処理を行うとともに，備品台帳への記載も同時に行う必要がある。</p>	<p>学校教育部（教育政策課）〔学務課，学校保健課，各学校〕</p> <p>平成27年4月の学校事務の手引〔備品編〕の改訂に伴い，備品の保管転換及び処分については，当該事案が発生した場合，速やかに処分申請や備品台帳への記載などの必要な事務処理を行うことに改めた。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に関する報告書

(学校教育に関する財務事務等の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
<h2>2 学校の適正規模及び適正配置</h2>	
<h3>(4) 適正配置計画の見直しについて</h3>	
<p>数年に一度は、適正配置計画の進捗状況、社会情勢の変化の状況を把握し、その都度、適正配置計画の見直しを図り、統廃合の優先順位等を明確にしていくことが、効率的・効果的に適正配置を進めていくにあたり必要になる。</p>	<p>学校教育部（教育政策課） 平成27年策定の旭川市立小・中学校適正配置計画において、15年間の計画を計画期間5年ごとの3期に区切り、同計画の点検、見直しの機会を設けることとした。</p>
<h3>(5) 適正配置計画の推進</h3>	
<p>限られた予算の中で効率的に最大限の効果を得るためには、適正配置を推進していくことが重要である。 学校を統廃合するには、通学区域の問題、特認校制度の対象校、地域拠点校等の政策的に存続させるべき学校を今後どのようにしていくのか等、解決すべき課題は多いが、旭川市としては市全体でどの施策が最も効果的であるかを判断基準とし、決定していく必要があると考える。</p>	<p>学校教育部（教育政策課） 様々な課題を考慮しながら、市全体でどの施策がもっとも効果的であるかを判断し、平成27年に旭川市立小・中学校適正配置計画を策定した。</p>
<h2>3 備品管理について</h2>	
<h3>(7) 廃棄申請の時期</h3>	
<p>備品の廃棄申請手続きについて、「学校事務手引き（備品編）」では、「学校備品廃品処分申請」で申請することにより実施し、その廃棄申請時期は年2回行われることとなっている。 「学校備品廃棄処分申請書」の学校（控）を確認したが、「手引き」に記載されている申請時期、及び処分決定の時期にとらわれず、その都度申請し、処分が決定されており、実際の運用の方がタイムリーに処理されており適切と考えられるため、期間を限定する必要がないのであれば、「手引き」を運用に合わせて改訂することを検討してはどうか。</p>	<p>学校教育部（教育政策課）〔学務課、学校保健課〕 平成27年4月の学校事務の手引〔備品編〕の改訂に伴い、備品の保管転換及び処分については、当該事案が発生した場合速やかに事務処理を行うことに改めた。</p>
<h3>(9) 不明な備品の廃棄申請（意見）</h3>	
<p>備品台帳と備品の現物との照合手続きでは、台帳には記載されているが現物がないもの、また、使用していない備品が見受けられた。これらの備品についても、備品の確認点検時に洗い出しを行い、「学校備品廃棄処分申請書」の申請を行うのがよいのではないかと。</p>	<p>学校教育部（教育政策課）〔学務課、学校保健課、各学校〕 平成27年4月の学校事務の手引〔備品編〕の改訂に伴い、備品の保管転換及び処分については、当該事案が発生した場合、速やかに処分申請や備品台帳への記載などの必要な事務処理を行うことに改めた。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
(10) 寄付により取得した備品	
<p>備品台帳を閲覧したところ、寄付で受け入れた備品について金額が記入されていないものが見受けられた。</p> <p>備品台帳には金額を記載することとなっており、過去の寄付物品については金額を把握することが困難であると思われるが、少なくともこれから寄付により取得する備品については、金額を漏れなく記載する必要がある。</p> <p>なお、「寄付申込書」及び「寄付物品配備通知書」に金額が記載されていない例外事項のうち、テレビ等の受入については、型式等が分かれば金額を把握することが可能であるため、「寄付申込書」、「寄付物品配備通知書」及び「備品台帳」に金額を記載するべきと考える。</p>	<p>学校教育部（教育政策課）〔学務課，学校保健課，各学校〕</p> <p>平成27年4月の学校事務の手引〔備品編〕を改訂に伴い、寄附物品の金額を確認し、備品台帳への記載などの必要な事務処理を行うように取扱いの統一を図った。</p>
(11) 備品台帳の見直し	
① 備品台帳の様式（意見）	
<p>現在、使用している備品台帳の様式では、現時点でどの資産が存在しているかを把握するには、非常に管理しにくい様式となっている。</p> <p>備品管理を効率的に実施するため、特に備品の確認点検を効率的に実施するためには、将来的に様式を見直す、あるいは、備品管理をデータベース化する等を検討していくのが望ましい。</p>	<p>学校教育部（教育政策課）〔学務課，学校保健課〕</p> <p>平成26年度に小中学校の備品一覧のデータ化を実施した後、平成27年4月に学校事務の手引〔備品編〕を改訂し、各学校における備品の適正な管理に向けた取扱いの統一を図った。</p>
② 備品台帳のデータベース化	
<p>将来的に児童・生徒数が減少し、小中学校の統廃合を進めて行かざるを得ない状況を考えると、どの学校にどのような備品があるかを網羅的に把握する必要性が大きくなっていくものと考えられる。</p> <p>現状の備品台帳では効率的な管理に限界がある以上、将来的にはやはり、日常業務への影響を極力回避しながら、データベース化を進めて行く方向が望ましい。</p>	<p>学校教育部（教育政策課）〔学務課，学校保健課〕</p> <p>平成26年度に小中学校の備品一覧のデータ化を実施した後、平成27年4月に学校事務の手引〔備品編〕を改訂し、各学校における備品の適正な管理に向けた取扱いの統一を図った。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に関する報告書

(学校教育に関する財務事務等の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
第3 外部監査の結果及び意見	
4 学校給食事業	
(13) 学校教育部による定期的なチェック	
<p>学校教育部では、旭川市立小中学校私費会計事務処理要領が施行されてから現在まで、各学校の私費会計の管理状況について情報収集等の現状確認が行われていない。</p> <p>学校教育部等により、各学校に対して定期的な情報収集や監査を行い適切な指導・助言を実施することが必要であると考えます。</p>	<p>学校教育部学務課</p> <p>平成25年度から平成28年度にかけて、全小中学校を対象とした学校私費会計に関わる現地調査を行ったところであるが、引き続き平成29年度においても小中学校計10校について現地調査を実施し、確認された事務処理上の不備等については、全小中学校に対して通知等により指導を行っている。今後も、各学校に対して定期的な情報収集・確認等を行うとともに、適切な指導・助言を実施していくこととする。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に関する報告書

(学校教育に関する財務事務等の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
第3 外部監査の結果及び意見	
4 学校給食事業	
(6) 調理方式の検討	
<p>今後も旭川市では各学校の調理施設の老朽化や、小・中学校の適正配置による学校の統廃合及び新校舎の建設があると思われるが、その場合でも一定の予算の中で児童・生徒に一定以上の質を確保した給食を与えることに重点を置かなければならない。</p> <p>具体的な検討はこれからであると思われるが、以上の点を踏まえて、市は学校給食の調理方式について、自校方式をとった場合のコスト削減の方策やセンター方式への移行あるいは民間への業務委託を含め、中長期的な視点から調理方式を早急に検討すべきである。</p>	<p>学校教育部学校保健課〔教育政策課〕</p> <p>学校給食の調理方式については、これまで自校方式からセンター方式へ移行について検討を行ってきた経緯があるが、結論には至っておらず、課題等の整理も含め慎重に検討していくこととした。</p> <p>なお、今年度、東旭川学校給食共同調理所が供用開始となることから、当面直営で運営しながら、施設運営のノウハウや課題を整理し、民間への業務委託を含めて、今後の調理方式を検討するための参考とする。</p>
(14) 私費会計における教育委員会と各学校の取り組み強化	
<p>私費会計の合理性・公平性を担保するためには、各学校が私費の徴収・管理に対する意識を高めるとともに、教育委員会と各学校が協力して、確かな仕組みづくりを進めることが重要である。</p> <p>学校教育部は各学校と情報を交換し、各学校における実情に合致していない部分や不備等の見直しを検討するとともに、旭川市小中学校私費会計事務処理要領に沿った管理を徹底する必要がある。</p>	<p>学校教育部学務課</p> <p>各小中学校の現地調査を行った結果を踏まえ、各学校との情報交換を行ったほか、不備事項や留意すべき点等について、全小中学校への周知を行った。</p> <p>今後も随時各学校と情報交換等を行い、必要に応じて、旭川市小中学校私費会計事務処理要領の見直しについて検討する。</p>